

第1節

環境への負荷が少ない資源循環型社会の構築

1 資源循環の推進

1-1 廃棄物の発生抑制と再使用・再生利用の推進

(1) ごみゼロ社会実現プランの推進

20年後の「ごみゼロ社会」の実現をめざして、住民、事業者、市町村等の幅広い参画のもと、平成17（2005）年3月に策定した「ごみゼロ社会実現プラン」の普及・啓発を積極的に行います。また、プランに掲げる具体的施策をより効果的なものとするため、ごみの減量化に関するモデル事業を実施するとともに、その成果の検証などを行うことにより、県全域での展開に向けた取組を推進します。

(2) ごみ減量化モデル事業の実施

行政と事業者、住民、NPOが協働で取り組む廃棄物の循環的利用を支援します。

(3) 産業廃棄物の発生抑制等の技術開発・施設設備への支援

県内の産業廃棄物排出事業者等の産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の取組に対して、産業廃棄物抑制の研究開発・機器整備の補助制度により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な企業の育成を支援します。

(4) グリーン購入の取組促進

ア 環境への負荷が少ない商品やサービスを優先的に購入するグリーン購入を県内に普及するため、平成15年1月に設立した「みえ・グリーン購入倶楽部」の活動を支援し、グリーン購入に関する地域の身近な情報の収集及び発信を行うとともに、地域における環境負荷の少ない商品やサービスの市場形成を促し、循環型社会の構築を目指します。

イ 東海三県一市の各自治体が連携し、企業等と協働で、効率的にキャンペーンを実施し、グリーン購入について広報します。

(5) リサイクル製品の利用促進

三重県リサイクル製品利用推進条例により認定した製品の県での優先的な使用に努めるとともに、認定リサイクル製品の利用拡大のため、生産

者等の展示・広報事業に対して支援を行います。

(6) 容器包装リサイクルの促進

三重県第3期分別収集促進計画に基づき、市町村等の第3期分別収集計画の円滑な推進を支援し、容器包装リサイクル法によるリサイクルの推進を図ります。

(7) 使用済自動車等の適正処理

ア 関連業者の許可及び登録

解体・破砕業者に関する許可及び使用済自動車の引取業者・フロン類の回収業者に関する登録事務を的確に行うとともに、これら事業者の名簿を公開し、当該名簿の問合せに対して迅速に対応できる体制をとります。

イ 対象業者等に対する啓発及び指導等

各自動車関連事業者や県民（自動車所有者）に法の内容を周知するとともに、関連事業者の施設整備や使用済自動車の適正処理等について指導等を行います。

(8) 建設廃棄物の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づき、建設物の解体・新築に伴い発生する特定建築資材廃棄物の分別解体と再資源化を推進するため、必要な情報提供を行うとともに再生資材の利用促進を支援します。

(9) 公共事業における建設副産物の再生利用の推進

リサイクル資材の新技術、新資材の情報収集及び広報を行い、リサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(10) RDF処理の安全性・安定性の確保

廃棄物処理の信頼を確保するため、今後も、RDF製造施設や利用施設の安全確保に取り組みます。

また、RDFを年間を通して安定的に処理するため、三重ごみ固形燃料発電所構内に貯蔵施設を設置します。

(11) 下水道汚泥の有効利用

下水道汚泥のより一層の有効利用を推進します。

(12) 浄水場の汚泥の有効利用

浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進し

ます。

(13) 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成16（2004）年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

区分	制度名	所轄官庁名
家畜ふん尿処理整備に係る補助	バイオマスの環づくり交付金 家畜ふん尿活用推進事業	農林水産省 三重県
低利融資	農業経営近代化資金 (畜産公害対策資金) 農林漁業金融公庫資金	農協等
リス事業	畜産環境整備リス事業	(財)畜産環境整備機構

1-2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設における適正処理の確保

産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、三重県生活環境の保全に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めます。

また、県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。

(2) 廃棄物処理センターの適正処理と整備の促進

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を引き続き推進します。ガス化溶融処理施設については平成14（2002）年12月から本格稼働しています。

また、平成15（2003）年度から四日市港管理組合と三重県環境保全事業団が連携して、石原地先埋立事業の一環として建設を進めた最終処分場については、平成17（2005）年度から供用を始めます。

廃棄物処理センター ガス化溶融処理施設概要

項目		計画諸元
施設の種類の種類		ガス化溶融施設
処理対象廃棄物	一般廃棄物	焼却残さ
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻、ダスト類等
施設規模		240 t / 日 (80 t × 3 系列)

廃棄物処理センター 最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物(産業廃棄物)	鉱さい、燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約27.7ha
埋立総容量	約1,780,000 m ³

石原地先最終処分場施設概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物	鉱さい、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約7.5ha
埋立総容量	約620,000 m ³

(3) PCB 廃棄物の処理

PCB 廃棄物の保管・処分状況等届出書を点検・整理し、公表します。

また、本県のPCB 廃棄物処理計画の策定を行うため、基礎資料を整備すると共に、日本環境安全事業㈱が進める広域無害化処理施設での安全かつ円滑な処理事業を推進するため、関係自治体とともに収集運搬計画等について調整を行います。

(4) 事業者等の自主的な情報公開の促進

産業廃棄物を排出する企業及び処分業者が、その発生・排出抑制及びリサイクルに関する将来計画等を策定し、その内容を自主的に情報公開する制度の実施を徹底し、県内の産業廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルの向上を進めていきます。

また、これらの取組の実効性をより高めるため、企業と行政あるいは企業と企業のパイプ役に民間企業出身の環境技術指導員をあて、事業の実態に則した技術指導等を行います。

インターネットを活用した廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する技術情報等の提供についても

積極的に行います。

(5) し尿処理体制の整備の促進

し尿の海洋投入を平成19（2007）年1月末までに全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町村等に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた働きかけ及び情報提供を行い、施設整備を促進します。

1-3 不法投棄等の不適正処理の未然防止と是正措置

(1) 産業廃棄物処理等の監視指導

処理業者、排出事業者等への立入検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視活動を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番等による通報に即応します。

さらに、市町村と産業廃棄物に係る立入検査協定を締結して立入検査権限を付与するとともに、県内森林組合と不法投棄等の情報提供の協定を締結し、不法投棄等の未然防止を図ります。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する告発を的確に行います。

(2) 安全性確認調査の実施

過去に行われた産業廃棄物の不法投棄など不適正処理事案のなかには、生活環境保全上、特に支障が認められないものの、原因者が不明であったり、原因者に資力がないといった理由から、長期にわたり放置されているものがあります。

このような長期間放置され、撤去・改善の見込みがない事案について、県民の不安を払拭するため、平成16年度からの三重県総合計画「県民しあわせプラン」における重点プログラムの一つとして、不法投棄等是正推進事業「安全性確認調査」を3年計画で取り組みます。

また、調査の結果、周辺への支障が認められず、廃棄物処理法の枠組みによる措置を講ずる必要がない事案についても、新しく創設した支援制度により、地域の自主的な取り組みを支援します。

(3) 環境修復対策の推進

桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、原因者が必要な措置を講じなかったため、原因者に代わって県が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去を継続して行います。

2 地球温暖化の防止

2-1 温室効果ガス削減対策の推進

(1) これまでの対策の検証、見直し

「三重県地球温暖化対策推進計画（チャレンジ6）」を策定してから5年が経過したことから、同計画のこれまでの対策の内容やその成果を検証するとともに京都議定書目標達成計画の内容との整合を図り、必要に応じて見直しなどを行います。

(2) 産業部門における対策の推進

地球温暖化対策計画の策定等の促進

三重県生活環境の保全に関する条例に基づき一定規模の工場・事業場（第1種エネルギー管理指定工場145社（H17.4.1現在））が地球温暖化対策計画を策定するよう働きかけます。また、今年度は、昨年度に引き続き第1種エネルギー管理指定工場を訪問し、同計画のフォローアップを行います。

(3) 運輸部門における対策の推進

「国土交通省環境行動計画モデル事業」に選定されたことから、平成17（2005）年度から3年間で北勢地域において公共交通利用促進による地球温暖化防止実践活動に取り組みます。

(4) 民生部門における対策の推進

ア 三重県地球温暖化防止活動推進センターによる取組の推進

地球温暖化防止の活動拠点として指定した「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を中心に、実効性ある温暖化防止活動の検証、地球温暖化防止活動推進員の養成、啓発・広報活動などを行います。

イ 地球温暖化対策地域協議会による取組の促進
地域に根ざした温暖化防止活動を行う「地球温暖化対策地域協議会」の設立を促進します。

ウ 市町村等における地球温暖化対策実行計画の策定促進

実行計画未策定の市町村等に対して地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、計画策定を働きかけます。

エ 三重県庁地球温暖化対策率先実行計画の見直

し、県自らが率先して事務・事業による温室効果ガスの排出削減に取り組むために、「三重県庁地球温暖化対策率先実行計画」の内容を見直し、県庁全体で同計画を推進します。

オ 普及啓発の推進

① 省エネラベルキャンペーン事業

省エネ家電製品の普及・促進を図るため、消費者が家電製品を購入する際の参考とすることができるよう、家電販売店が省エネ性能の違いが一目でわかる省エネラベルを家電製品に表示する省エネラベルキャンペーンを実施します。

② 地球温暖化防止ポスター等の募集

地球温暖化防止の普及・啓発の一環として小中学生を対象に、地球温暖化防止に関する絵画と作文を募集します。

カ 関西広域連携協議会における地球温暖化対策の推進

関西広域連携協議会の地球温暖化対策推進WGに参加し、「関西エコオフィス宣言」「地球温暖化防止活動推進員関西合同研修会」「夏のエコスタイルキャンペーン」に取り組みます。

(5) その他

フロン対策の推進

フロン回収破壊法に基づき、フロン類の確実な回収破壊を推進します。

事業者に対しては、法に定められた適正な業務の徹底を図るため、立入検査等を実施します。

また、ホームページ等でのPRによりフロン回収破壊法の周知を図り、フロン類の適正な処理について普及啓発します。

2-2 エネルギーの適正利用の推進

地域における省エネルギーの取組促進

地球温暖化防止活動推進員を活用し、地域における省エネルギーへの取組や省エネルギー機器の導入を促進します。

2-3 新エネルギーの導入促進

新エネルギーの導入を図るため、平成17(2005)年3月に改定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、その具体化のために平成17(2005)年度は次のことに取り組みます。

(1) 県施設への率先導入

県民への新エネルギー普及啓発を行うため、平成13(2001)年度に策定した「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、県立学校や県立病院など県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギーの率先導入を進めます。

(2) 太陽光発電システムの導入支援

県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助事業を実施します。

ア 三重県住宅用太陽光発電システム普及支援事業

住宅用太陽光発電システムへの補助事業を実施している市町村に対し、その経費の1/2相当額を補助します。

イ 三重県エコスクール支援事業

学校施設に太陽光発電システムを設置する市町村、一部事務組合または学校法人に対して、その経費の1/6相当額を補助します。

(3) 普及啓発活動

① 地球温暖化対策などと連携し、県民、事業者、市町村の新エネルギーに対する理解をさらに深めるため、市町村の新エネルギー担当職員を対象とした研修会、親子を対象とした新エネルギー教室等を開催します。また、県民や教職員を対象とした新エネルギー講座を開催し、地域活動や学校教育に新エネルギーが取り入れられるよう取組を進めます。

② 市町村自らが計画的な新エネルギー導入や住民への普及啓発活動に取り組むよう新エネルギービジョンの策定を働きかけます。

③ 市民活動への浸透を図るため、「市民風車」といった市民自らの取組を支援します。

(4) 未利用エネルギーの利用促進

ごみの持つ未利用なエネルギーを有効利用するため、市町村で製造されたRDF(ごみ固形燃料)

の安定的な受け皿として、三重ごみ固形燃料発電所（RDF焼却・発電施設）を適切に運営していきます。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 監視・指導の実施

工場等から排出される大気汚染物質を削減するため、「大気汚染防止法」や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、規制対象工場への立入検査を実施する等により、引き続き監視・指導していきます。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

ウ 大気汚染に係る緊急時の措置

大気環境の状況を継続して監視測定するとともに、緊急時には「大気汚染緊急時対策実施要綱」に基づく措置を実施します。

(2) 光化学スモッグ対策の推進

ア 光化学スモッグに係る緊急時の措置

県内14発令地域の各関係機関と連携を図り、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 光化学オキシダント予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行い、的中率等の検討を進め、随時、システムを見直し、予測精度の向上を図ります。

3-2 自動車環境対策の推進

(1) 自動車排出窒素酸化物等総量削減計画の推進

北勢地域の自動車排出ガスによる大気汚染を改善するため、平成15（2003）年度に策定した自動車排出窒素酸化物等総量削減計画に基づき、自動車環境対策を進めます。

(2) 監視・調査の実施

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するため、自動車走行量調査等を実施します。

(3) 自動車使用管理計画の策定

自動車NOx・PM法に基づき、対策地域内で30台以上自動車を保有している事業者に対し、自動車使用管理計画の策定を指導するとともに、定期の報告により同計画の進捗状況を把握します。

(4) 低公害車の普及

低公害車の一つである天然ガス自動車の普及を促進するため、天然ガス供給施設の整備をガス供給業者に要請するとともに、県内の事業者が天然ガス自動車を導入する際、導入に要する経費の一部を国と協調して補助します。

(5) NOx・PM低減装置の導入促進

自動車NOx・PM法対策地域内の大気環境の改善を図るため、県内の事業者がNOx・PM低減装置を導入する際、導入に要する経費の一部を補助します。

(6) アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び県民へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(7) 交通情報提供システム（AMIS）の整備

平成10（1998）年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢・中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置（光ビーコン）を整備して、平成12（2000）年4月から同システムの運用を開始しました。これにより既存の交通情報板等と合わせて交通情報を提供することとなり、交通流の分散を促し交通の円滑化を図っています。

平成17（2005）年度も引き続き情報収集提供装置（光ビーコン）（40基）を整備し、同システムの更なる拡充整備に努めていきます。

(8) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの拡充整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化（11基）を整備していきます。

(9) 信号機の高度化改良とLED式信号灯器の導入

幹線・生活道路における交通の安全と円滑化を図るため、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、引き続き主要交差点において、LED式信号灯器（約540灯）の導入を進めることによって交差点付近での交通事故防止及び消費電力の削減を図っていきます。

3-3 騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき、市町村と連携して、規制対象工場・事業場への立入検査や指導、啓発を行います。

(2) 都市生活騒音対策

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場（施設）対策

未規制事業場（施設）による騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 主要道路沿道の騒音マップの公開

環境騒音（道路に面する地域）の地域評価を、道路に面する一定地域内の住居等のうち騒音レベルが環境基準値を超過する戸数及び超過する割合で評価する面的評価で行うとともに、主要道路沿道の騒音マップを環境省のホームページで公開していきます。

3-4 悪臭の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

工場等に対して、市町村と連携して悪臭の防止の指導・啓発を行います。

(2) 規制地域の拡大

悪臭防止対策を推進するため、濃度規制の地域拡大について、また、複合臭に対応できる臭気規制の導入について、市町村に働きかけます。

(3) 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成16（2004）年度に引き続き、畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を行い、適正なふん尿処理についての指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 水質の監視

公共用水域や地下水の水質を継続的に監視することで、水質の経年変化を把握・分析し、汚濁負荷量の削減を進めます。

(2) 水質総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、第5次総量規制において化学的酸素要求量（COD）に加え、窒素及び磷を指定項目として追加し、総量規制を実施しています。

工場・事業場に対し汚濁負荷量の削減指導を行うほか、富栄養化防止の啓発に努めます。

(3) 環境基準類型の指定・見直し

水道水源や水産養殖に利用されている水域については、環境基準の類型を指定することで水質の保全を図ります。また、環境基準類型のあてはめを行った水域のうち、現状水質がより上位の環境基準を達成できる水域については環境基準類型の見直しを行うことで水質の保全を図ります。

(4) 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域の汚濁軽減を図ります。

(5) 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成16（2004）年度に引き続き畜産環境パトロールや、家畜排せつ物法に基づく立入調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての指導とともに、適正なふん尿処理についての改善指導を行います。

(6) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）の連携協力により、調査研究、連

絡協議、啓発活動等を実施します。

(7) 「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」に基づく施策の推進

「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」を踏まえ、平成17(2005)年度には、伊勢湾再生に関する取組を推進するとともに、取組が横断的、総合的に進められるよう、庁内関係部局で組織する「伊勢湾再生連絡調整会議」を開催し、具体的な事業の連携・推進を図ります。

また、伊勢湾再生に向けて情報の蓄積・共有を図りながら、県民の皆さんやNPOなどによる様々な取組が相乗的な効果を現すことができるようネットワークの拡大を図ります。さらに、国や関係機関とも連携し、広域的管理組織の設置に向けた取組を進めていきます。

4-2 生活排水対策の推進

(1) 生活排水処理施設整備の推進

生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)の見直しを行うとともに、県と市町村とが連携を図り、地域の事情に最も適した事業の推進を図ります。

(2) 浄化槽の設置の促進

ア 浄化槽の設置促進

39市町村を対象に4,890基の整備に対する補助を行います。

イ 浄化槽市町村整備事業の推進

市町村が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る事業であり、平成17年度には松阪市・宮川村・南島町・勢和村・伊賀市で事業を行うこととなっており、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務付けをし、地方債の元利償還金の支払のための基金に対し補助を行います。

ウ 高度処理型浄化槽の設置促進

伊勢湾等の富栄養化対策を推進するため、窒素等の除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

(3) 生活排水対策の啓発等

ア 三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制等、県民、

事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組を進めます。

イ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成15(2003)年度に引き続き、無管理浄化槽の指導、浄化槽関係業界との連携を図ります。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町村及び浄化槽関係業界が協力して対策を行っていきます。

4-3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

(1) 生物を活用した環境改善実験

河川や海域の水質や底質の改善を図るため、有用微生物群等の生物を活用した水質浄化実証実験に取り組みます。

(2) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

住民が身近に河川の観察ができるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

(3) 地盤沈下対策

ア 地盤沈下対策の推進

(7) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

(4) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

(5) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。

イ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携のもと、

地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

- ウ 地盤沈下による災害の防止又は復旧
地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧に資する事業として引き続き次の事業を実施します。

地盤沈下対策河川事業 (現在：低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区
地盤沈下対策土地改良事業	東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業 (現在：都市河川改修事業)	員弁川
その他関連事業 排水対策特別事業 湛水防除事業	長島北部地区 城南地区

- (4) 漁場環境の改善
沿岸漁場の改善を図るため、英虞湾において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施していきます。
- (5) 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進
宮川ダム湖への選択取水設備の設置
宮川ダムからの冷濁水放流を改善する目的で、選択取水設備工事を行っています。
- (6) ダムによる河川流量の維持
既取得水の安定化及び河川環境の保全のための流量を確保するダム建設の調査を進めています。
- (7) 水力発電の推進
資源循環型社会構築へ向けたクリーンなエネルギー

水力発電の事業計画

事業計画	川上発電所建設事業（検討）	宮川維持流量発電所建設事業
所在地	伊賀市阿保	多気郡宮川村久豆
発電方式	ダム式（完全従属式）	ダム式（維持放流水利用）
水力	淀川水系木津川 支川前深瀬川	宮川水系宮川
最大出力	1,200kW	220kW
最大使用水量	2.5m ³ /s	0.5m ³ /s
有効落差	58.65m	64.50m
年間可能発電電力量	約5,589,000kWh	約1,500,000kWh

ギー確保のため、宮川ダムから維持放流する水のエネルギーを有効利用する宮川ダム維持流用発電施設の建設を進めています。

また、水資源機構が建設している川上ダムの維持流量を有効利用する川上発電所の建設を検討していきます。

5 化学物質に起因する環境リスク対策の推進

5-1 有害化学物質対策の推進

- (1) 重金属等の有害化学物質への対応
ア 有害大気汚染物質の監視
大気中の有害化学物質（19の優先取組物質）の濃度を、四日市市と連携して、引き続き調査します。また、有害化学物質の使用事業者に対し、排出抑制に関する最新情報を提供し、自主的な排出抑制を促します。
- (2) 新たな有害化学物質への対応
ア ダイオキシン類等の環境調査の実施
県民の不安感が大きいダイオキシン類について、発生源となる焼却施設等の監視、排出の規制及び施設の改善指導を行います。
ダイオキシン類による環境汚染の実態を把握するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気13地点、水質等56（河川34、海域13、地下水9）地点および土壌22（一般9、農用地13）地点で定期的なモニタリングを行います。
- イ 環境ホルモンに係る環境調査について
県では、人体や環境への影響が十分に解明されていない外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、国の「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」に基づき物質を選定し調

査してきましたが、国は当該計画を平成16(2004)年度までとし、今後は新たな対応方針に基づき取り組みを進めていくこととしています。

したがって、県では環境調査を休止し、今後の国の動向を踏まえて対応していきます。

5-2 化学物質の適正管理の推進

(1) P R T Rの推進

有害性のある化学物質について、発生源と排出、移動量の把握を特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律(P R T R法)に基づき行うとともに、事業者による適正な管理を促進します。

また、ホームページ「三重の環境」、パンフレット等を用い、広くP R T R法の啓発を行うとともに、排出、移動量の集計結果について公表します。

5-3 地下水・土壌汚染対策の推進

(1) 土壌汚染対策の推進

土壌汚染対策法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づき土壌・地下水汚染の届出があったものについて、適正な措置を指導するとともに、人への健康被害のおそれがあるものについて、周辺環境の調査を行います。

(2) ダイオキシン類環境実態調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌(農用地を除く)9地点で環境調査を実施します。